越介保第１５３４号
令和７年(2025年)１２月１０日

市内介護保険サービス事業者等　御中

介護保険課長
（公印省略）

介護保険サービス利用料に係る請求書及び領収証の交付方法等の
取扱いについて（通知）

日ごろより、本市の介護保険行政にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨今の郵便料金の値上げ等の影響を踏まえ、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び指定相当第一号事業実施者（この通知において「介護保険サービス事業者等」という。）より、標記の件について、多くの照会をいただいております。

つきましては、その取扱いに関し、下記のとおりお示しいたします。

なお、本通知内容は、保険者である本市の見解となりますので、他保険者の取扱いまでを拘束するものではなく、他保険者と取扱いが異なる場合があることを申し添えます。

また、本通知発出にあたり、指定介護予防支援事業者及び指定相当第一号事業実施者を所管する地域共生推進課及び地域包括ケア課の両課と協議済みであること、重ねて申し添えます。

記

１　請求書及び領収証を電磁的方法により交付することの可否について

介護保険サービス事業者等における介護保険サービス利用料（厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額のうち、当該利用者の自己負担割合に応じた額。以下同じ。）に係る請求書や領収証の交付方法に関し、専用ソフトウェアやアプリケーション、電子メール等の電磁的方法により交付することの可否について、次の要件を満たす場合は、介護保険関係法令に照らし、可能であると考えます。

① 電磁的方法により請求書及び領収証を交付しようとするときは、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法の詳細及び注意点を記した文書を交付して説明を行い、文書又は電磁的方法による承諾を得ること。

② 領収証については、医療費控除の対象となる費用がある場合には、「介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除等の取扱いについて」（平成 25 年 1 月

25 日 厚生労働省 事務連絡）にて示される参考様式に倣い、当該対象費用が明記され、確定申告時等の添付資料として有効なものを交付すること。

③ 電磁的方法による請求書及び領収証の交付開始後においても、紙媒体での交付を求められた場合は、これを拒否しないこと。

2　請求書及び領収証の交付にかかる経費について

介護保険サービス利用料に係る請求書及び領収証の交付にかかる経費（印刷費や人件費、郵送費等）を利用者の負担として徴収することは、現時点では認められません。

根拠は以下のとおり。

まず、「請求書の交付」に関し、直接的な明文規定はないものの、各サービスの運営基準等を定める条例等[1]及び関連する国の通知[2]において、介護保険サービス事業者等は利用者から介護サービス利用料の受領が義務付けられている以上、利用者から介護サービス利用料の支払いを受ける際には、あらかじめ請求書を交付し、当該金額及びその算定根拠を明示することは社会通念上不可欠です。したがって、「請求書の交付」は、介護保険サービス事業者等における介護サービス利用料の受領に係る業務と一体不可分な行為として、その実施が義務付けられているものと考えられます。

次に、「領収証の交付」に関し、介護保険法（平成 9 年 法律第 123 号）の規定[3]により、介護保険サービス事業者等（指定相当第一号事業実施者を除く）は、利用者から介護サービス利用料の支払いを受ける際、領収証を交付しなければならないものとされています（指定相当第一号事業に係る「領収証の交付」については、直接的な明文規定はないものの、指定相当訪問型サービス及び指定相当通所型サービスは、それぞれ指定訪問介護及び指定通所介護と同様に取り扱うべきものと考えられます。）。

また、各サービスの介護給付費の支給対象費用（介護報酬）には、これら介護保険サービス事業者等の義務遂行にかかる経費が包含されていると考えられます。

加えて、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成 12 年 3 月 30 日 老企第 54 号）及び関連Ｑ＆Ａにおいても、請求書及び領収証の交付にかかる費用を利用者から徴収することは明確に認められておりません。

これらの理由から、介護保険法及び条例等により介護保険サービス事業者等に義務付けられている請求書及び領収証の交付にかかる経費は、介護報酬等の収入によって賄われるべきものであり、利用者への転嫁が予定されていないものと考えられます。

3　請求書や領収証を数か月分まとめて交付することの可否について

上記２において示したとおり、介護サービス利用料に係る請求書は、実務において利用者から支払いを受ける前に交付する必要があり、領収証は利用者から支払いを受けるたびに交付する必要があることが、法令の規定から読み取れます。

また、利用者の介護保険受給資格の異動等により請求が月遅れとなる場合を除き、利用

者からの介護サービス利用料の支払いは、サービス提供の翌月に１か月分ずつ支払いを受けることが一般的な取扱いであると思料します。

これらを踏まえると、介護サービス利用料に係る請求書及び領収証を数か月分まとめて交付する運用は、利用者の介護保険受給資格の異動等により請求が月遅れとなる場合以外に恒常的に実施することは、実務上の取扱いを考慮すると適切ではないと考えます。

最後に、上記２において示したとおり、「請求書及び領収証の交付にかかる経費」に関し、現時点で国の統一的な見解は示されておりませんが、埼玉県に確認したところ、本市の見解と同様の取扱いとしていることを確認しております。

また、本通知内容は、現時点での内容であり、上記国通知の改正等により、「請求書及び領収証の交付にかかる経費に関する取扱い」について、国の統一的な見解が示された際には、当該取扱いに準拠するものといたします。

以　上

【お問い合わせ】
越谷市地域共生部介護保険課 計画担当
電　話　048-963-9305(直通)
メール kaigo@city.koshigaya.lg.jp

根拠法令等

例：指定訪問介護

[1] 越谷市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成26年 条例第63号）第20条第1項

指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

[2] 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成11年9月17日 老企第25号）第3の一の3の(11)の①

居宅基準第20条第1項は、指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定訪問介護についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法第50条若しくは第60条又は第69条第5項の規定の適用により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものである。

[3] 介護保険法（平成9年 法律第123号）第41条第8項

指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。